

38 混合混触危険について

1 混合混触危険とは

洗剤に「混ぜるな危険」という表示があるのを目にしたことがあると思います。これは、「塩素系漂白剤と酸性洗剤を混ぜると有毒なガスが発生するので危険です。」という意味です。

消防法の危険物でも、第1類と第4類あるいは第2類と第6類など、混ぜると危険な組合せ（発火又は爆発等を起こす危険）があります。

一般に、2種以上の物質が混合又は接触することにより、発火又は爆発等を引き起こす危険が生じることを混合混触危険といいます。

2 危険な組み合わせ

(1) 酸化性物質と還元性物質

第1類（酸化性固体）及び第6類（酸化性液体）は、酸化性物質であり、そのもの自体は燃焼しませんが、他の物質を酸化させ、燃焼を促進する性質があります。

また、第2類（可燃性固体）及び第4類（引火性液体）は、還元性物質であり、酸化されやすく、そのもの自体が燃焼します。

(2) 酸化性塩類と強酸

塩素酸塩類や過塩素酸塩類などの酸化性塩類は、硫酸などの強酸と接触すると、化学反応を起こして強い酸化力をもつ物質を生成し、可燃物を発火させたりそれ自身が分解して爆発を起こすことがあります。

(3) 敏感な爆発性物質が生成される場合

アンモニアと塩素から塩化窒素が生成されたり、アンモニアと塩素酸カリウムから塩素酸アンモニウムが生成されるなど、化学反応によって極めて敏感な爆発性物質が生成される場合があります。

3 混合混触による事故防止の留意点

混合混触による事故を防ぐため、危険物の取り扱い等にあたっては、以下の点に留意してください。

- ①類を異にする危険物の同時貯蔵の原則禁止
- ②類を異にする危険物の同一車両への積載原則禁止
- ③貯蔵及び運搬時の容器の転倒・落下防止措置

混合混触の危険性がないか、事業所内をもう一度チェックしてみましよう。